

憲法とは

法令とは

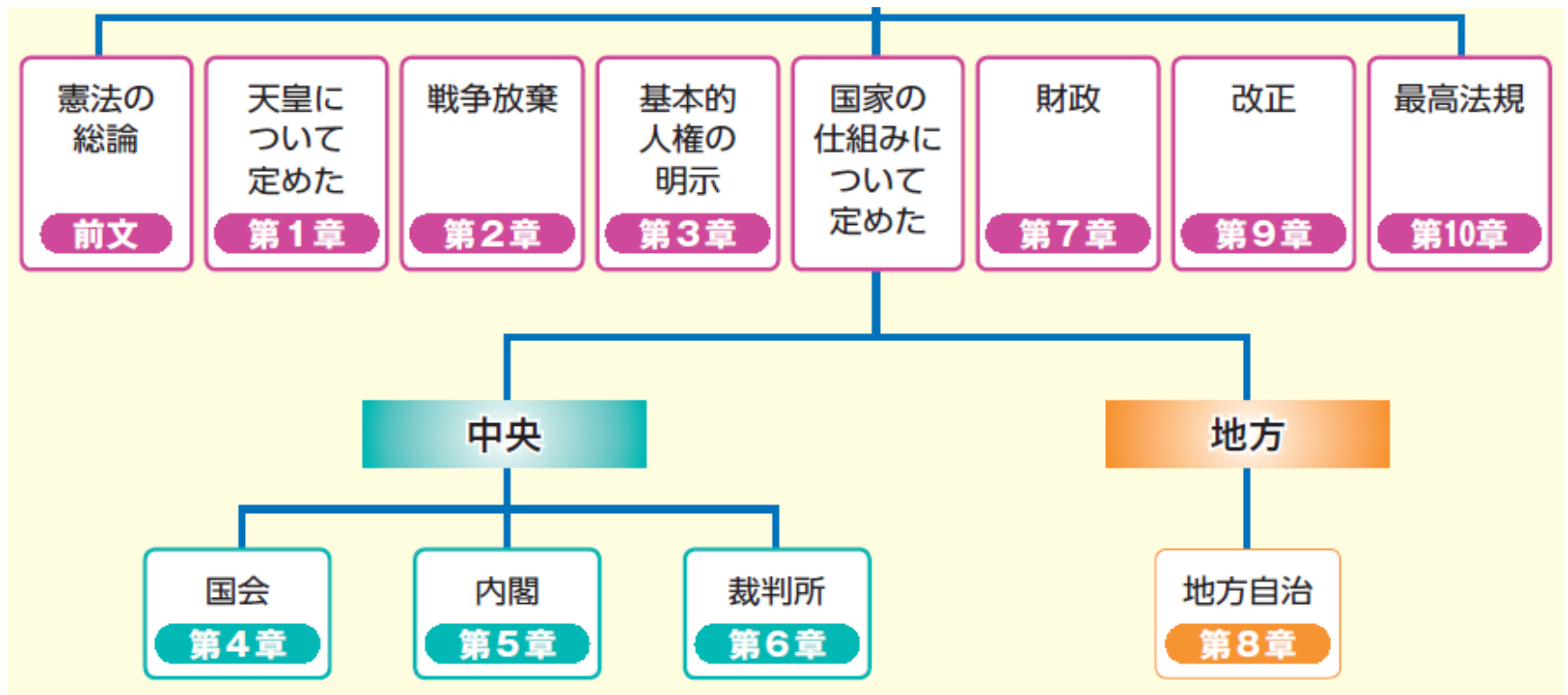
法令の中身

- 法規（憲法や民法などの法律）
- 政令（〇〇法施行令など）
- 省令（〇〇規則など）
- 条例（地方自治体が定めた法律の一種）

法律等の順序

- 憲法＞条約＞法律＞政令＞省令＞条例

憲法のかたち



日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

憲法前文のまとめ

基本理念	該当部分
① 国民主権	ここに主権が国民に存することを宣言し
② 基本的人権の尊重	わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し
③ 平和主義	政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し

天皇の国事行為 ①

- ① 憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**すること。
- ② 国会を**召集**すること。
- ③ 衆議院を**解散**すること。
- ④ 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- ⑤ 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を**認証**すること。
- ⑥ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- ⑦ **栄典を授与**すること。
- ⑧ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- ⑨ 外国の大使及び公使を接受すること。
- ⑩ 儀式を行うこと。

天皇の国事行為 ②

国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命

国会の指名に基づいて、最高裁判所長官を任命

法律の定めるところにより、国事に関する行為を委任することが出来る

第二章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 基本的人権のかたち



基本的人権の原則

国民の要件
(国籍法)

基本的人権の不可侵性
侵すことができない永久の権利

自由・権利の保持義務、濫用の禁止
公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う

包括的基本権

幸福追求権

すべて国民は、個人として尊重される

法の下での平等

人種、信条、性別、社会的身分等により差別されない

家族生活における個人の尊厳と両性の平等

夫婦が同等の権利を有する

精神的自由権

思想・良心の自由

信教の自由

表現の自由・検閲の禁止・通信の秘密

学問の自由

経済的自由権

職業の選択の自由

財産権

居住・移転の自由

外国移住の自由・国籍離脱の自由

身体的自由権(人身の自由)

奴隷的拘束からの自由

逮捕の要件

抑留・拘禁の要件

住居の不可侵

拷問等の禁止

刑事被告人の諸権利

自己に不利益な供述・自白の証拠能力

遡及処罰の禁止・一事不再理

社会権

生存権

教育を受ける権利

勤労の権利

労働基本権

受益権

請願権

国家賠償請求権

裁判を受ける権利

刑事補償請求権

参政権

参政権

判 例

参政権の判例

普通選挙の判例

平等選挙の判例

国民の義務

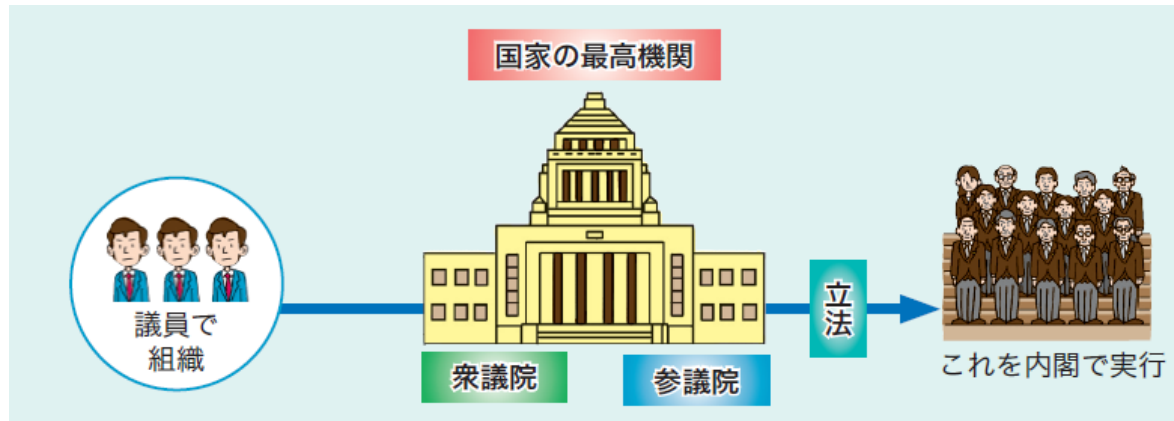
基本的人権に関する一般的義務

子女に教育を受けさせる義務

勤労の義務

納税の義務

国会のかたち



	衆議院	参議院
議員定数	475 名	242 名
任 期	4 年 (ただし、解散あり)	6 年 (3 年ごとに半数改選)
被選挙権	満 25 歳以上	満 30 歳以上

国会の性格と地位

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

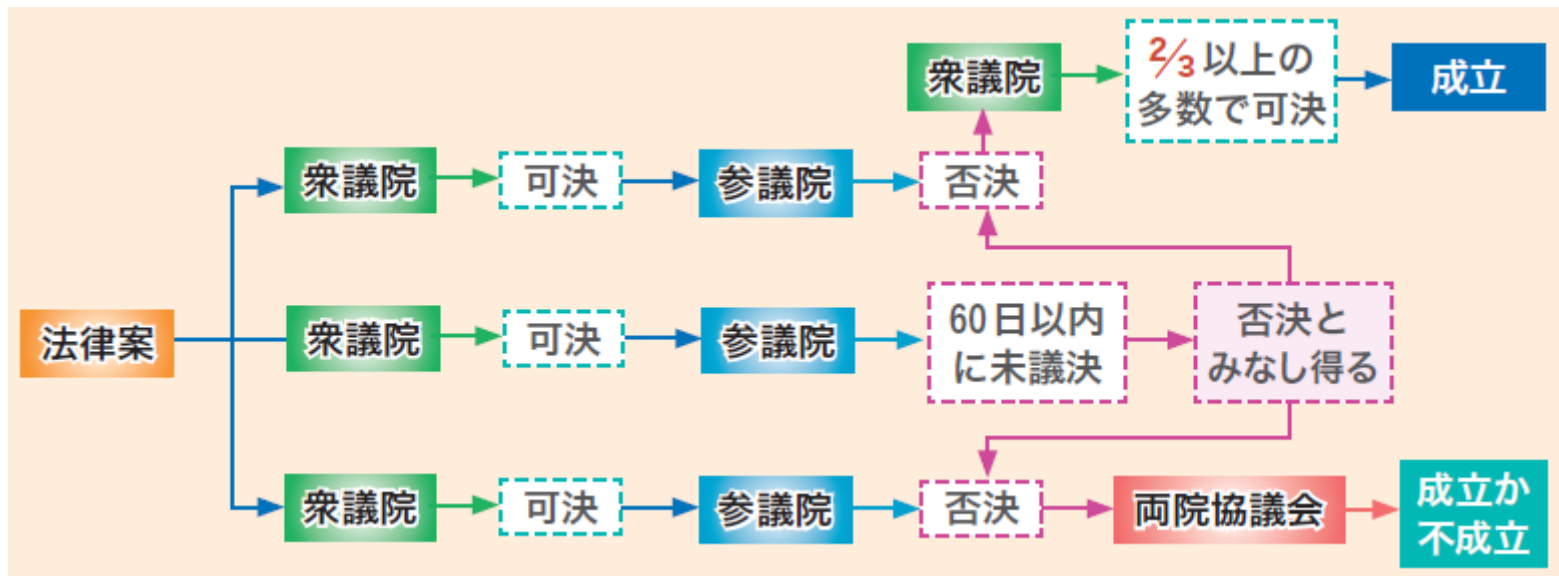
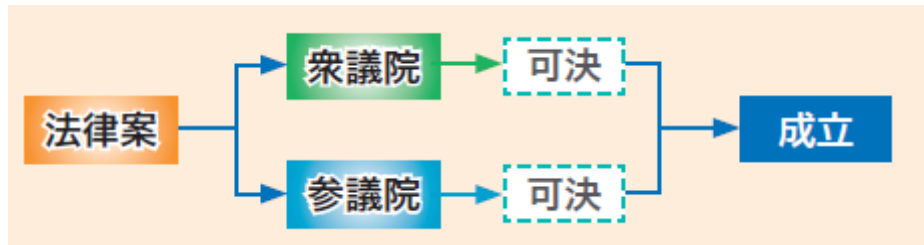
国権の最高機関とは？

- ・国会中心立法の原則
- ・国会単独立法の原則

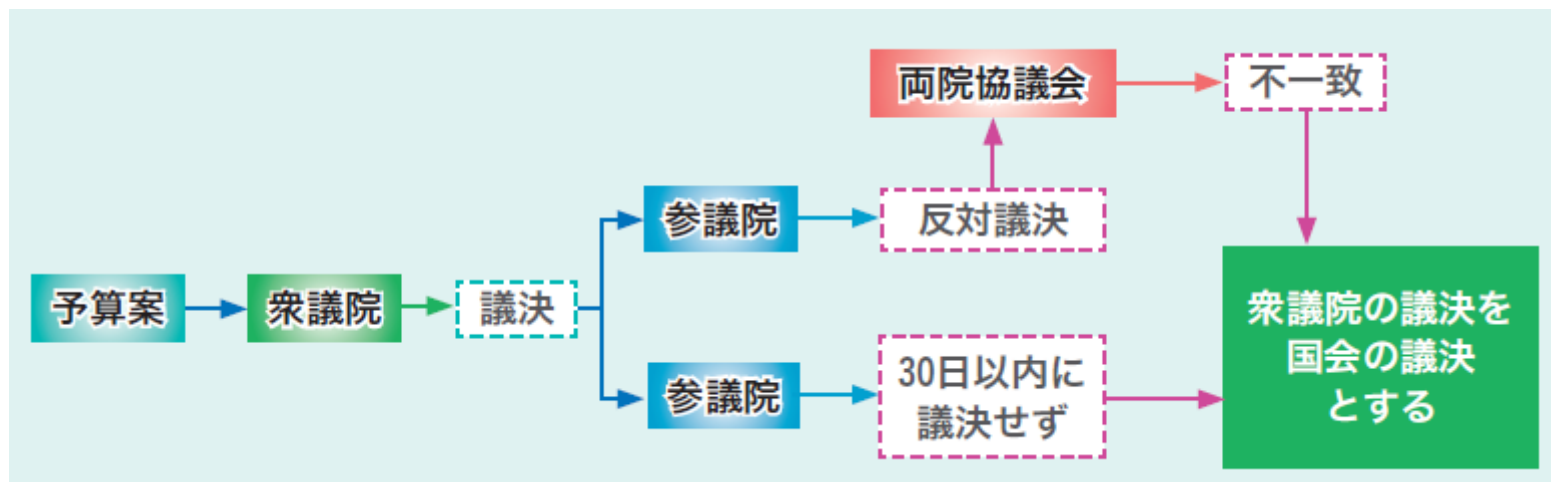
二院制

法律案の議決

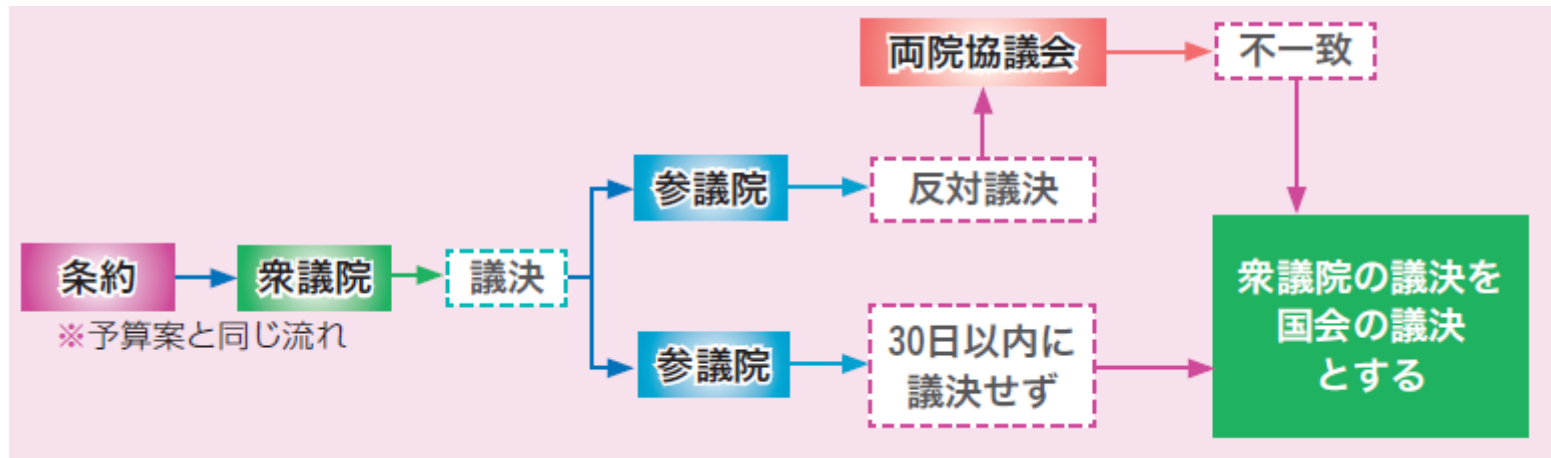
法律案の議決



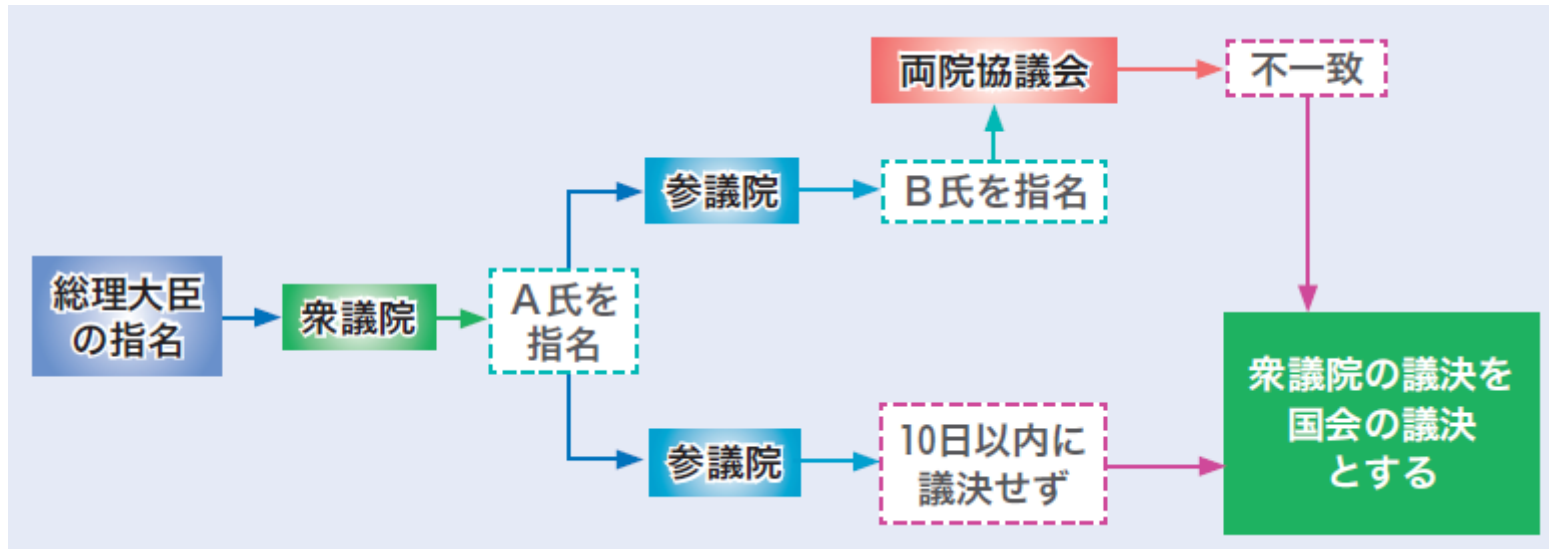
予算案の議決



条約の承認



内閣総理大臣の指名



国会の活動

会 期

① 常 会

第52条 国会の常会は、毎年1回これを召集する。※毎年1月に召集されます。

② 臨時会

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

③ 特別会

衆議院が解散され、総選挙が行われたとき、その総選挙の日から30日以内に召集される国会。ここで、内閣総理大臣の指名が行われます。

召 集

国会の会期を開始させる行為。内閣の助言と承認とによって天皇が行います。

審議

① 定足数

総議員の3分の1以上の出席

② 議決方法

出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

③ 国務大臣の議院出席

何時でも議案について発言するため議院に出席することができる

④ 会議の公開

公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる

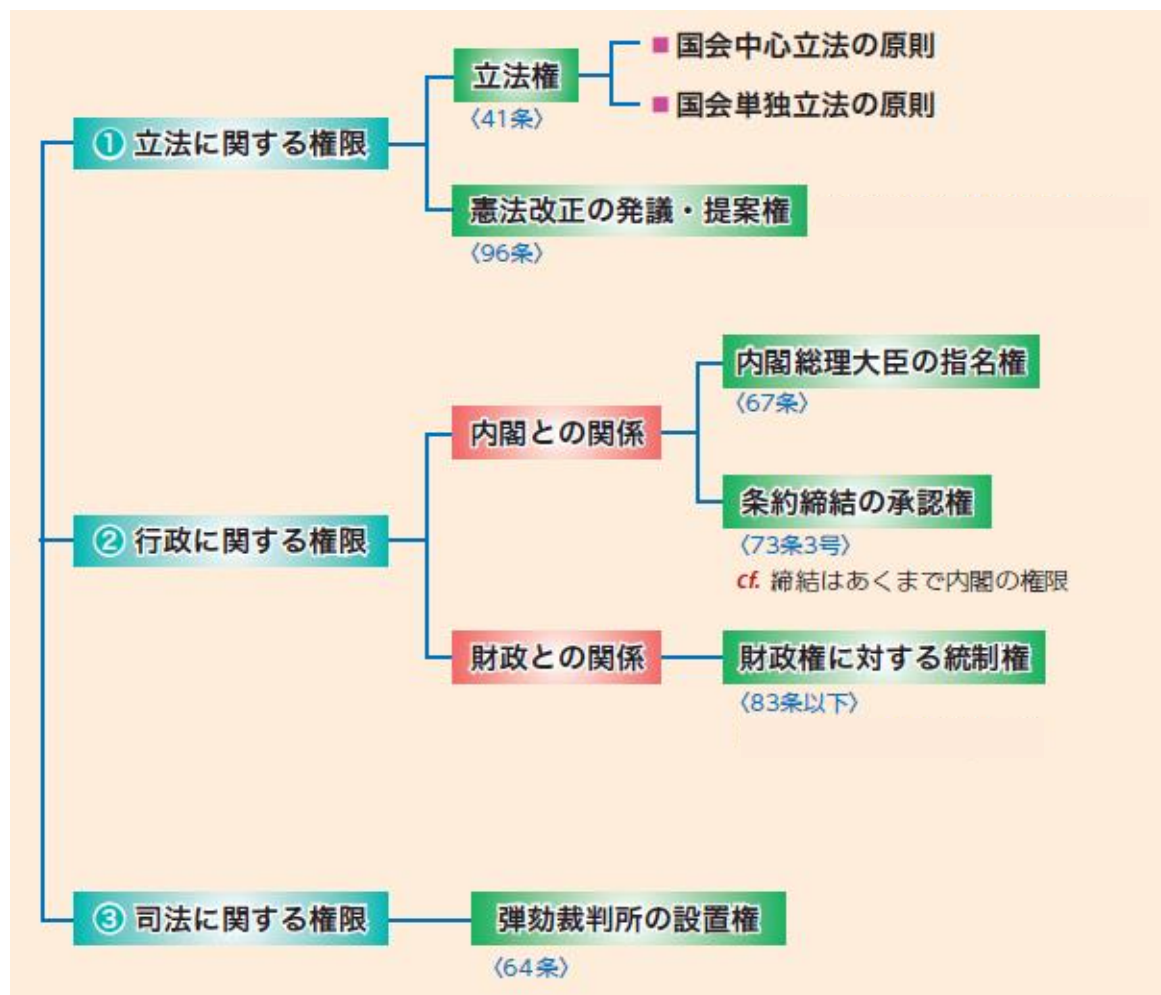
衆議院の解散・特別会 参議院の緊急集会

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

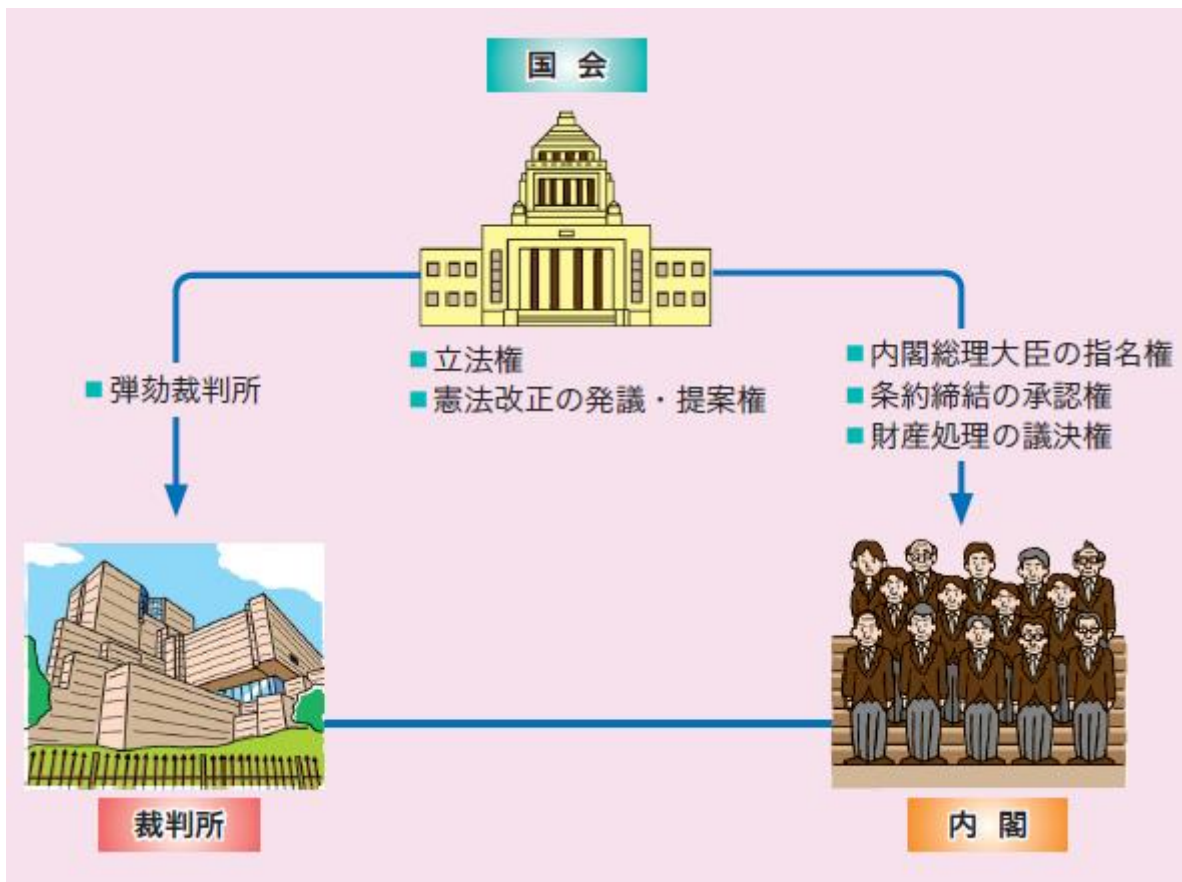
2項 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる、但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3項 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

国会の権能



弾劾裁判所



議院の権能

自律権

自主組織権

- ・議院役員選任権
- ・議員資格に関する争訟の裁判権
- ・議員の逮捕の許諾及び釈放要求

自主的運営権

- ・議院規則制定権
- ・議員懲罰権

国政調査権

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

国会の権能	議院の権能
▪ 法律案の議決〈59条〉 ▪ 条約の承認〈61条、73条3号〉 ▪ 予算の議決〈60条〉 ▪ 内閣総理大臣の指名〈67条、91条〉 ▪ 憲法改正の発議〈96条〉 ▪ 弾劾裁判所の設置〈64条〉 ▪ 皇室財産授受の議決〈8条〉	▪ 国政調査権〈62条〉 ▪ 議院規則制定権〈58条2項〉 ▪ 議員の懲罰〈58条2項〉 ▪ 議員の資格争訟の裁判〈55条〉 ▪ 議員の逮捕許諾及び釈放の請求〈50条〉 ▪ 会議の公開の停止〈57条1項 但書〉 ▪ 役員の選任〈58条1項〉 ▪ 国务大臣の出席要求〈63条〉

議員の地位と特権

地位

基本的地位 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

定数 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

資格 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。

但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

（現在衆議院の被選挙権は満25歳以上、参議院は満30歳以上である。）

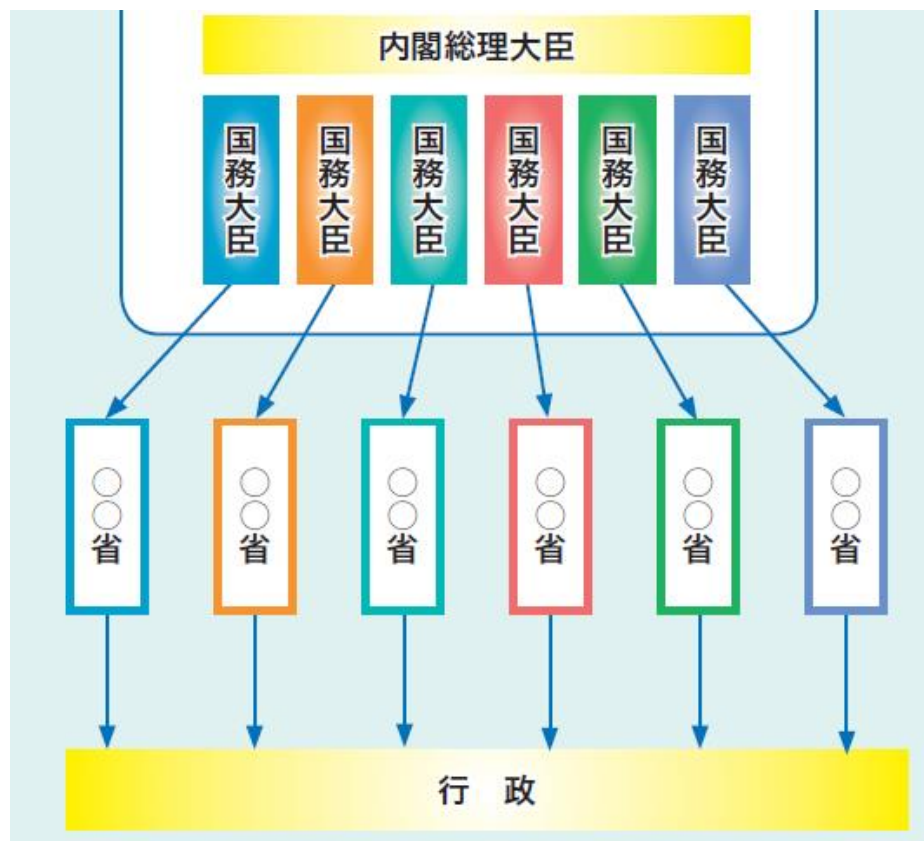
任期 衆議院議員の任期は、4年とする。

但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

兼職の禁止 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

内閣のかたち



内閣の性格と地位

行政権 第65条 行政権は、内閣に属する。

議院内閣制

意義 内閣がその存立の基礎を議会の支持の上に置き、議会に対して責任を負う制度

趣旨 行政にも国民の意思がより反映されることが望ましいので、国民の意思の集まりである国会の支持の上に内閣が存在するものとなりました。

内閣の組織

内閣総理大臣

内閣の首長

国会議員の中から国会の議決で指名します〈67 条1 項〉。

天皇がこれに基づいて任命します〈6 条1 項〉。

国務大臣の任免（過半数は、国会議員の中から選定）

内閣の代表

国務大臣

主任の大臣として、法律及び政令に署名

議案について発言するため、議院に出席する権利

内閣の消滅

衆議院で不信任の決議案を可決後 10 日以内に衆議院が解散又は、総辞職

内閣の権能①

一般行政事務に関する権限

一般行政事務の外、次の事務を行う。

- 1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 2 外交関係进行处理すること。
- 3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 予算を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。
但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、
罰則を設けることができない。
- 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

内閣の権能②

天皇の国事行為についての助言と承認権

国事行為承認権

国会に対する権限・義務

国会の臨時会の召集決定権

参議院の緊急集会

衆議院解散の決定権

毎年1回以上、国の財政状態について報告義務

裁判所に対する権限

最高裁判所の長たる裁判官の指名

最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の任命

下級裁判所の裁判官の任命

国民に対する義務

毎年1回以上、国の財政状況について報告

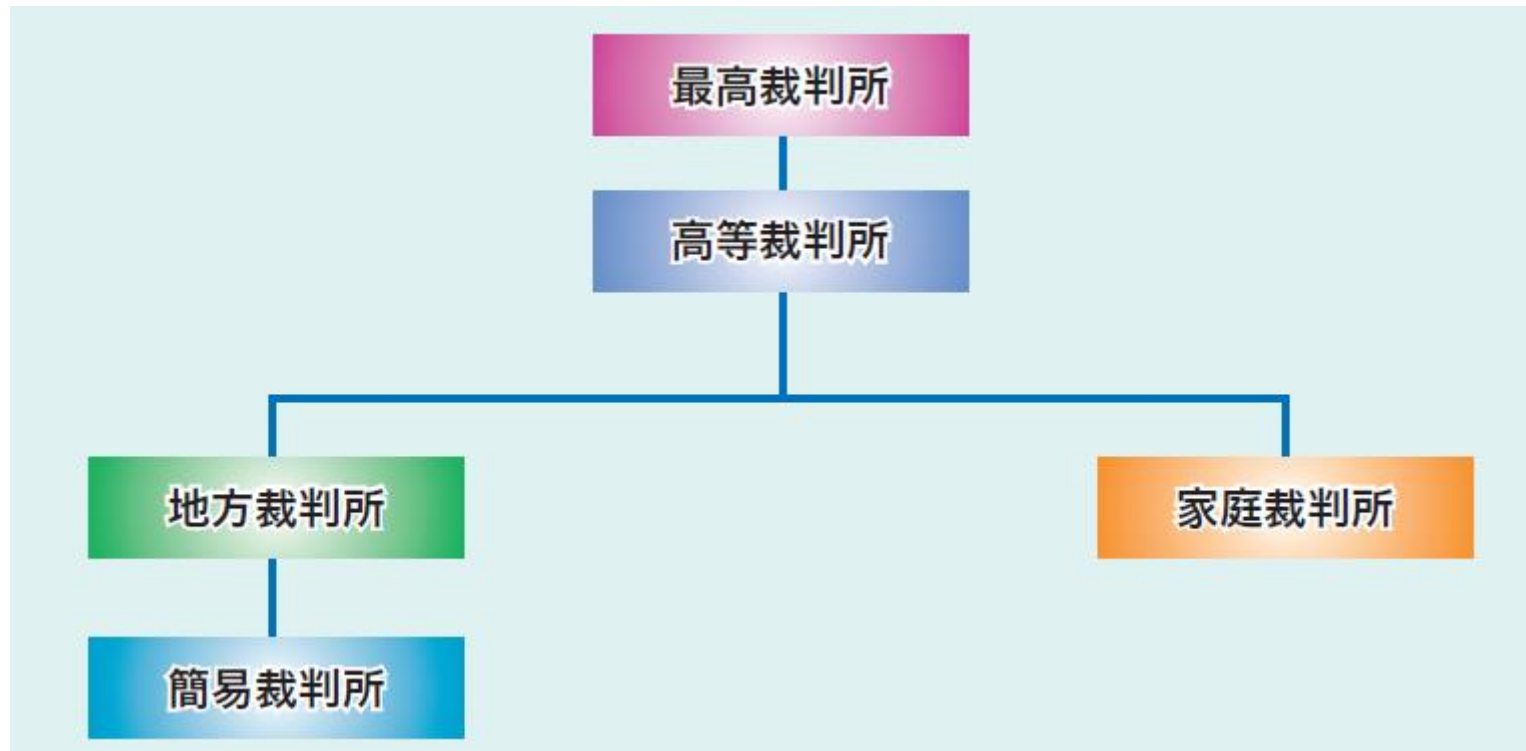
内閣の責任

責任

行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

裁判所のかたち



裁判所の性格と地位

司法権

すべて司法権は、最高裁判所及び下級裁判所に属する

特別裁判所の禁止

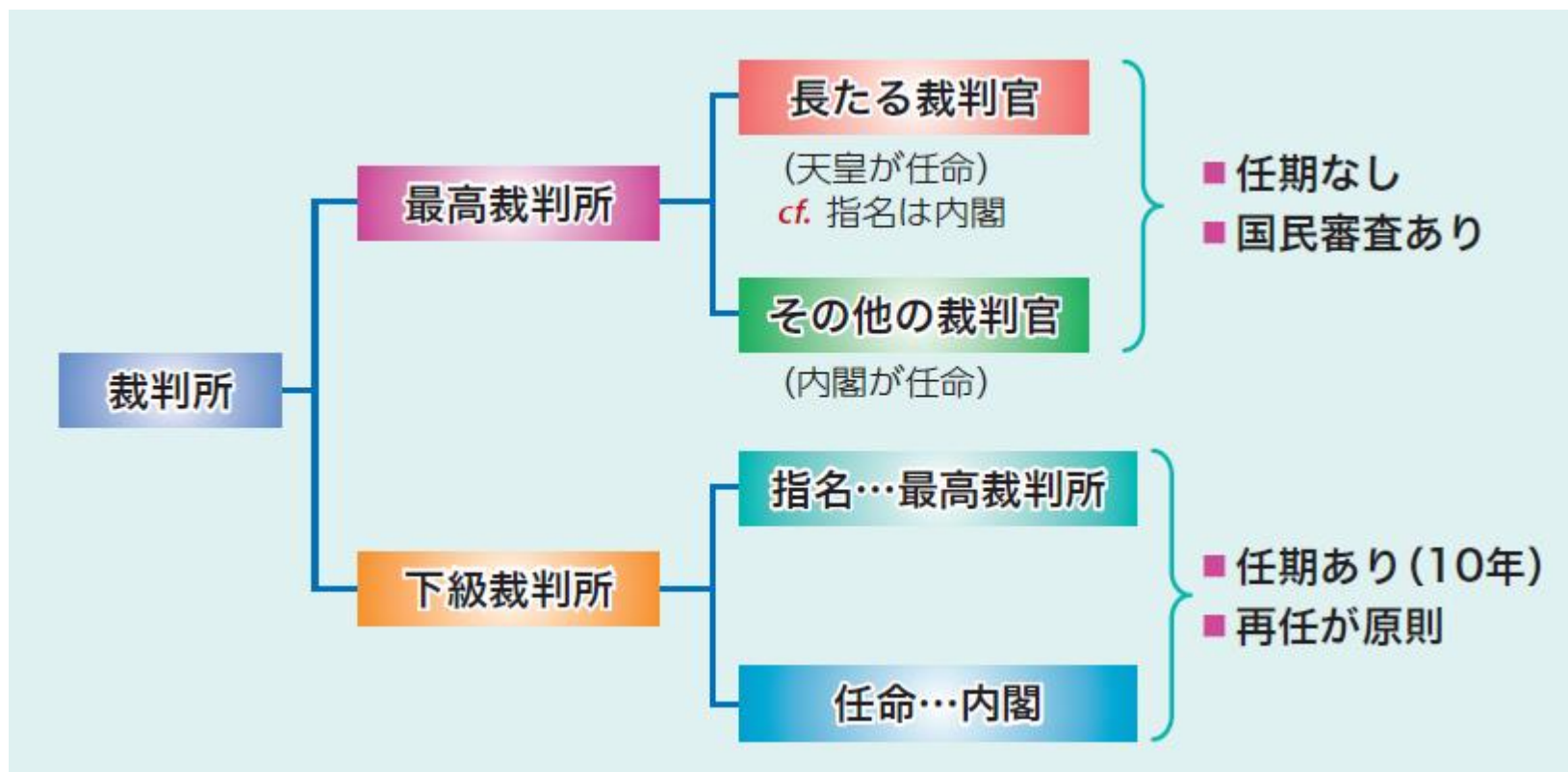
特別裁判所は、これを設置することができない。

行政機関による終審裁判の禁止

行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

裁判所の構成と活動方法

裁判所の構成



裁判所の活動方法

公開の原則と例外一覧表

(○：公開 ×：非公開)

	対 審	判 決
原則	○	○
裁判官全員一致	×	○
政治犯罪 出版に関する犯罪 第3章の人権問題	○	○

pt. 三段目にあたる場合は、裁判官の全員一致でも非公開とすることはできない。結局、非公開とできるのは、三段目以外の事件の場合で、裁判官全員一致で公序良俗に反するとした場合の「対審」のみである。

裁判所の権能

条文

最高裁判所

裁判をする権利

違憲審査権

規則制定権

下級裁判所の裁判官の指名権

下級裁判所

司法権の独立

裁判所の独立の原則

司法権の独占

裁判所自治

裁判官の独立の原則

身分保障

罷免される場合の限定・行政機関による懲戒の禁止

任期

報酬の保障

職権の独立

裁判官の定年

指名・任命・認証のまとめ

		指 名	任 命	認 証
大 臣	内閣総理大臣	国会	天皇	—
	国務大臣	—	内閣総理大臣	天皇
裁判官	最高裁判所長官	内閣	天皇	—
	最高裁判所裁判官	—	内閣	天皇
	下級裁判所裁判官	最高裁判所	内閣	—

財政のかたち

国家の財政は結局、国民が負担し、
また使われ方いかんによっては国民の利害に大きな影響を与えますので、
国民の利益のためにお金が使われるように規定を設けました。

国会財政中心主義

〈83条〉

収入面への具体化
＝租税法律主義

〈84条〉

支出面への具体化

〈85条〉

収入・支出のためには
まず予算を立てることが必要

〈86～88条〉

事後チェックも必要

〈90・91条〉

財政の基本原則

国会財政中心主義

収入面への具体化

租税法律主義

租税法律主義の内容

課税要件法定主義

課税手続法定主義

支出面への具体化

予算

事後チェック

地方自治

基本原則

団体自治

地方議会設置

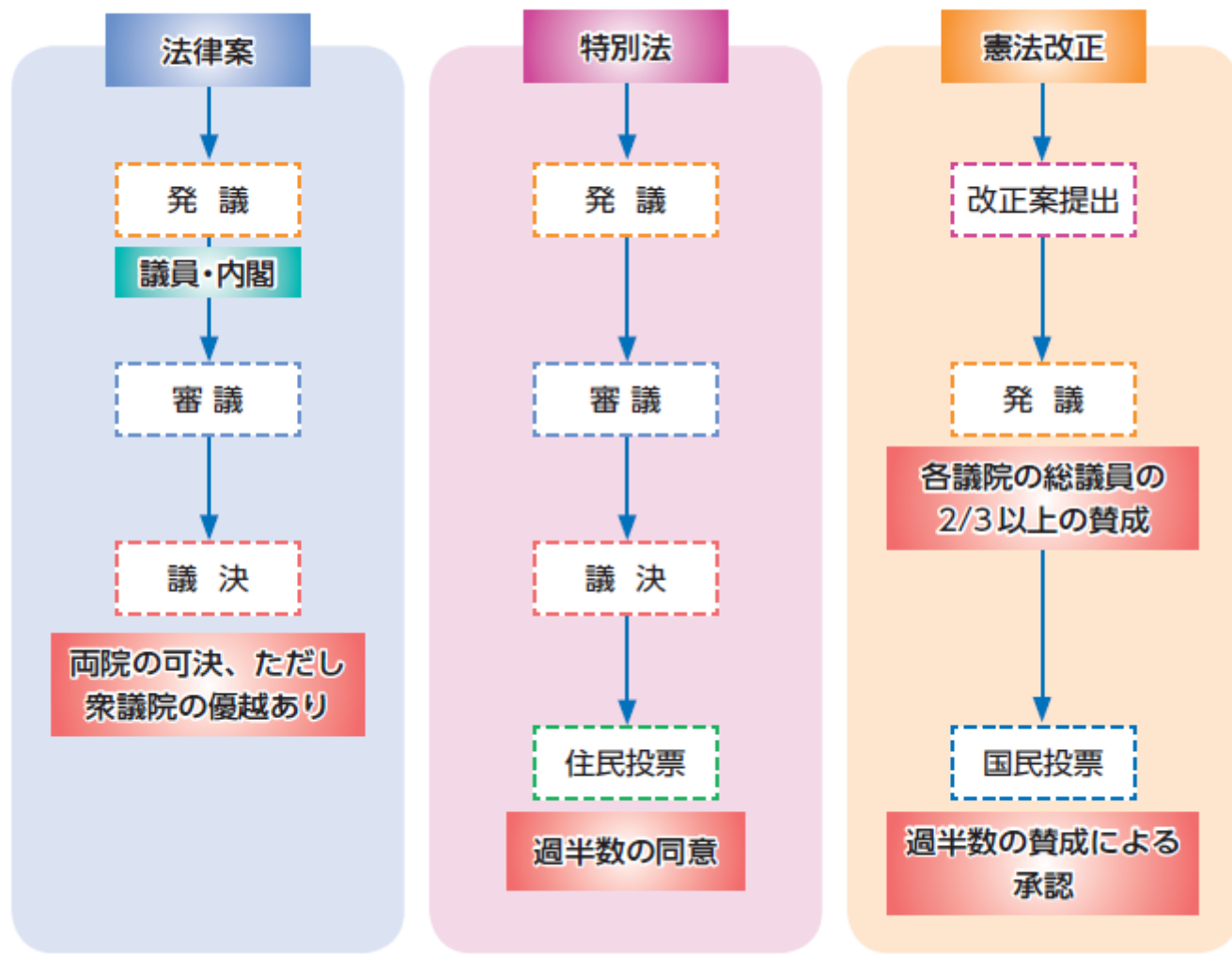
条例制定権

住民自治

地方議会議員の直接選挙

特別法の住民投票制度

比較



憲 法 改 正

趣 旨

硬性憲法

条 文

各議院の総議員の3分の2以上の賛成

国民の過半数の賛成

国民主権・基本的人権尊重主義・永久平和主義を侵害するような改正は許されない

最高法規

基本的人権の本質

最高法規・条約及び国際法規の遵守

憲法尊重擁護義務

